令和５年（2023年）５月8日

保護者　各位

北海道標津高等学校長　渡　辺　幹　夫

新型コロナウィルス感染症の５類感染症移行後の対応について（お知らせ）

　新緑の候　保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

　また、日頃より本校の教育活動に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、新型コロナウィルス感染症の５類感染症への移行を踏まえ、文部科学省および北海道教育委員会の通知等に基づき出席停止等の取り扱いを５月８日（月）より次の通り対応することとしましたので、ご協力いただきますようお願いします。

記

１　基本的な考え方について

　（１）５類感染症への移行後においても、家庭との連携による生徒の健康状態の把握、換気の実施、

手洗いや咳エチケット等の衛生指導及び対策を継続します。ただし、平時においては、これ以

外に感染症対策を講じることはありません。

　（２）感染が流行している場合などには、感染状況に応じて「近距離」「対面」「大声」での会話等を控えることや身体的距離を確保する等の措置を一時的に講じることがあります。

２　感染が確認された場合等の対応について

　（１）生徒の感染が判明した場合には、これまで同様にすみやかに保護者等から学校へ報告をお願いします。

　（２）感染が確認された生徒の出席停止期間は、「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」が基準となります。

　（３）出席停止の解除後、発症から１０日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

３　濃厚接触者の取り扱いについて

　　　令和５年５月８日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。このため、次の場合であっ

ても、感染が確認されない生徒は出席停止の対象となりません。

　（１）同居している家族が新型コロナウィルスに感染した生徒

　（２）学校等で新型コロナウィルス感染症の患者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食をともにした生徒

　　ただし、重症化するリスクの高い同居家族および生徒等については、別途協議する場合もありますので、ご相談ください。

４　その他

　（１）感染が確認されない限り、出席停止の措置とはなりませんが、発熱や咽頭痛等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で療養し無理をして登校することのないようにしてください。

　（２）ご不明な点がございましたら本校教頭（0153-82-2364）までお問い合わせください。